⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがされている者（いずれも上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。特定建設工事共同企業体を構成する場合、構成員の全部又は一部において前記の申立てがされている者でないこと。

⑷　施工実績　平成17年度以降に元請としてしゅん功した次の工事の施工実績を有すること。

【単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者】

求める実績

電波法（昭和25年法律第131号）で定める無線局種別が基地局の無線装置について、下記①から③に示す全てを実施した工事の実績

①　機器の製作（製作委託を含む。）

②　機器の設置

③　試験調整

【特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外】

求める実績

電波法で定める無線局種別が基地局の無線装置の製作及び納入（製作の委託を含まない。）又は設置工事のうち機器の設置及び試験調整の実績

・求める実績に対して提出できる実績は１件とする。

・特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ実績として認める。この場合、協定書の写しを技術資料に併せて提出すること。

⑸　同種機器

本工事において製作する機器の納入実績

本工事において移動無線設備の製作予定者は、平成17年度以降に下記に示す同種機器の納入実績を有すること。

同種機器

電波法で定める無線局種別が基地局の無線装置

⑹　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域１」において、資格登録停止を受けていないこと。

⑺　特定建設工事共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

②　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

③　特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は30％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑻　本工事に係る設計業務等の受注者でないこと及び当該受注者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑼　入札に参加した者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑽　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑾　以下に定める届出をしている者であること。ただし、当該届出の義務がない者にあっては、この限りでない。

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の落札方式は、競争参加資格確認資料の提出に併せて総合評価提案資料を提出し、当該資料に記載された技術提案等の評価による技術評価点と、入札書の価格により算出される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者となるべき者とする総合評価落札方式である。なお、工事目的物の変更を伴う技術提案は不採用とする。また、技術提案が不採用となった場合は、入札を辞退することができる。

⑵　技術提案等の評価項目及び評価指標　対象については移動無線設備とする。

【評価項目】

大項目　工事目的物の性能・機能に関する事項

中項目　機器等の維持管理性向上に資する提案※１

小項目　機器等の維持管理性向上に資する提案

【評価指標】　維持管理性向上に資する具体的提案を下記５項目から選択し提案、判定方式で評価。

・定期的交換が必要な機器の部品交換の簡便性の向上

・機器等の保守性の向上

・障害復旧の迅速性の向上

・機器の長寿命化

・その他上記４項目以外のもの

予備品及び保守用品の追加納入に関する提案については評価対象外とする。（提案が無い場合は、「無し」と記載）

【評価項目】

大項目　工事目的物の施工に関する事項

中項目　施工計画書に記載する配慮事項※２

小項目　施工計画書に記載する配慮事項

【評価指標】

施工計画書に記載する配慮事項として、下記について判定方式で評価。

①　電波法に基づく落成を納期までに確実に達成するための具体的提案

②　機器の現場搬入から設置時までの損傷防止対策

なお、他工事へ影響を及ぼす提案は不採用とする。（提案が無い場合は、「無し」と記載）

【評価項目】

大項目　工事目的物の保証に関する事項

中項目　保証条件等

小項目　無償修理保証※３の期間及び保守部品の供給保証期間※４

【評価指標】

標準案に対する無償修理保証期間及び保守部品の供給保証期間の提案を数値方式で評価。なお、評価の上限はいずれも15年とし、上限を上回る提案は上限で評価する。

（標準値：２）

（無償修理保証期間（１年）×1.0）＋（保守部品の供給保証期間（５年）×0.2）

数値方式

評価項目の項目別配点は、評価数値により算出する。最高の評価数値の提案者を満点、標準値又は評価に値しないものを０点とし、評価数値に応じ按分した点数を付与する。なお、製作予定者毎に提案できることとするが、提案内容が異なる場合は、低い評価数値を採用する。

判定方式

評価項目の項目別配点は、評価指標により優／良上／良／良下／可、又は有／無を判定し、判定結果に応じて点数を付与する。

なお、製作予定者毎に提案できることとするが、提案内容が異なる場合は、低い判定結果を採用する。

優：標準案に比べ、非常に優れているもの。

良上：良に比べ、やや優れているもの。

良：標準案に比べ、優れているもの。

良下：標準案に比べ、やや優れているもの。

可：標準案又は標準案と同等であるもの。

※１　評価項目（中項目）「機器等の維持管理性向上に資する提案」の提案内容の記載に関しては以下のとおりとする。

・提案数は、最大３提案までとする。

・３提案のうち１提案に記載できる提案内容は、２行以内、１行当たりの文字数は48文字以内とし、この内容を評価の対象とする。２行を超える技術提案又は１行当たり48文字を超える技術提案は不採用とする。

・３提案を超えている場合はその評価項目に関するすべての提案を不採用とする。